

第3期三次市立保育所規模適正化推進計画（前期）

1 はじめに

(1) 計画の目的

第3期三次市立保育所規模適正化推進計画（前期）（以下、「前期計画」という。）は、令和6年2月に策定した「第3期三次市立保育所規模適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）の規模適正化基準に基づき、令和8年度までの具体的な推進計画を策定し、保育環境の充実を図ることを目的とします。

(2) 推進計画の期間

前期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとします。なお、今後の本市の状況等を注視し、必要に応じて随時見直しを行います。

(3) 推進計画の方針

保育所において規模適正化の基準を満たさない場合、休所・廃止を検討します。なお、検討にあたっては、子どもの育ちを最優先に考えて進めます。

また、規模適正化の推進にあたっては、下記事項に配慮します。

- ・ 近隣に代替となる保育所があり、児童の受入が可能である。
- ・ 代替先保育所への通所条件などによって、大きな支障が生じる場合、市として対応を図る。
- ・ 児童数等を把握し、あらかじめ保護者や地域に必要な情報を提供する。

(4) 推進計画の進め方

第3期基本方針の期間において、入所児童数が20人を下回った年度を含め2年以上、20人以上の保育需要が見込めない場合、休所・廃止を検討します。

(5) 適正規模の基準

適正規模を判断するための入所児童数は、保育所の設置基準である20人以上を基準とする。

2 公立保育所の規模適正化

(1) 規模適正化の必要性

① 児童の減少に伴う保育形態への影響

子どもの発達過程で3歳以上の保育については集団保育が望まれますが、公立保育所の一部地域においては、入所児童数の減少が著しく、年齢別クラスによる集団保育が実施できない状況にあります。

② 保育士一人当りの児童数の平準化

児童数が少ない保育所にあっても、「所長」や国の配置基準に従った適正な保育士の配置が必要であり、保育士一人当りの児童数にばらつきが生じています。

保育士と子どもの関わりの度合いを全体的に最適なものにしていく観点から、保育士一人当りの児童数の平準化が望まれます。

また、保育士の人数確保が困難な状況においては、保育士一人当りの児童数を平準化し、全体としての受入児童数を増やすことで、待機児童対策に繋げていく必要があります。

(2) 三次市の現状

市の就学前児童（0歳～5歳）の人口推計は表1のとおりです。

【表1】 就学前児童の人口推計 (各年度4月1日現在)

(単位：人)

年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R2年	321	361	347	363	381	403	2,176
R3年	310	328	359	358	362	384	2,101
R4年	287	314	333	356	350	368	2,008
R5年	286	305	307	340	352	346	1,936
推計	R6年	263	286	305	307	340	1,853
	R7年	253	263	286	305	307	1,754
	R8年	243	253	263	286	305	1,657

※令和2年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計を基に算出（推計）

適正規模の基準に照らし、令和5年4月1日現在で保育所全体の入所児童数が20人未満の保育所は全体で4施設あり、平成30年度からの児童数の推移は、【表2】のとおりです。また、参考に入所児童数が40人未満の保育所も記載しています。

【表 2】 入所児童数 40 人未満の保育所一覧 (各年度 4 月 1 日現在)
(単位：人)

保育所名	定員	H30	H31	R2	R3	R4	R5
川西	45	16	14	13	13	14	10
君田	60	31	27	19	19	16	16
さくぎ	60	23	22	23	23	23	19
敷地	30	8	10	12	10	10	11
川地	45	45	40	37	31	26	25
田幸	45	11	15	19	16	23	31
布野	60	40	36	39	36	35	28
みわ	120	51	39	38	33	31	29
こうぬ	100	51	61	51	53	41	37

※令和 5 年度に開設している保育所のみ

特に、川西保育所、敷地保育所については、平成 30 年度から児童数が 20 人未満であるため、今後の入所児童数の推移を注視する必要があります。

また、上記施設のうち入所児童数が 20 人未満の保育所の今後 2 年以上の入所児童数の見込みは以下のとおりです。

なお、【表 3】の人数は、令和 5 年 4 月 1 日時点の各地域の居住児童数を入所児童数（最大値）として推計したものです。

【表 3】 地域ごとの居住児童数による推計 (単位：人)

保育所名	年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
川西	R06	3	3	1	1	6	2	16
	R07	2	3	3	1	1	6	16
	R08	2	2	3	3	1	1	12
君田	R06	2	1	0	1	7	4	15
	R07	2	2	1	0	1	7	13
	R08	2	2	2	1	0	1	8
さくぎ	R06	3	2	3	3	7	4	22
	R07	3	3	2	3	3	7	21
	R08	3	3	3	2	3	3	17
敷地	R06	1	0	1	0	0	3	5
	R07	1	1	0	1	0	0	3
	R08	1	1	1	0	1	0	4

※ 0 歳児の児童数（表中網掛け部）については、令和 2 年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計を基に算出（推計）

【表 4】人口、世帯数の状況

(単位：人、世帯)

保育所名	想定される保育所対象地区	H30年	R 5 年
		地区人口 (世帯数)	地区人口 (世帯数)
川 西	有原町，三若町（芋面を除く）， 石原町，海渡町，上田町	1,057 (467)	920 (429)
君 田	君田町	1,534 (647)	1,312 (584)
さくぎ	作木町	1,387 (639)	1,153 (570)
敷 地	吉舎町敷地	634 (286)	530 (267)

(3) 規模適正化対象保育所（前期計画）

規模適正化の対象保育所は次のとおりとし，推進にあたっては，推進計画の方針に配慮しながら進めます。

また，その他の保育所についても，今後の入所児童数等の推移を注視しつつ，規模適正化を進める必要があることから，令和 8 年度を目安に後期計画を策定します。

保育所名	措置	近隣保育所	理 由
敷地 定員 30 人 実員 11 人	廃止	吉舎 定員 90 人 実員 43 人 三良坂 定員 120 人 実員 88 人	①保育所全体の入所児童数が 20 人未満である。（令和 5 年度 11 人） ②今後 2 年以上，20 人以上の保育需要が見込めない。 ③地域内児童数が減少する見込みである。（令和 6 年度 5 人，令和 7 年度 3 人） ④近隣に代替となる保育所がある。 ※上記の理由から，令和 9 年 3 月 31 日までに廃止する。

【参考】施設の状況について

令和5年4月1日現在

保育所	建設年月	築年数	延面積 (㎡)	建物構造		定員 (人)
東光保育所	S51.12	46年	985.30	鉄筋コンクリート造	2階建	150
川地保育所	S55.3	43年	794.30	鉄筋コンクリート造	2階建	45
栗屋保育所	S56.3	42年	411.65	鉄筋コンクリート造	2階建	55
和田保育所	S57.2	41年	600.00	鉄筋コンクリート造	2階建	80
田幸保育所	S61.3	37年	349.56	鉄筋コンクリート造	平屋建	45
布野保育所	S61.3	37年	557.20	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	平屋建	60
十日市保育所	S62.2	36年	1,055.06	鉄筋コンクリート造	2階建	170
愛光保育所	S63.3	35年	877.24	鉄筋コンクリート造	2階建	110
みわ保育所	H3.3	32年	1,125.72	木造	平屋建	120
川西保育所	H6.3	29年	367.74	鉄筋コンクリート造	平屋建	45
敷地保育所	H7.3	28年	306.57	木造	平屋建	30
三良坂保育所	H7.3	28年	2,041.82	鉄筋コンクリート造	2階建	120
君田保育所	H8.2	27年	704.04	木造一部鉄骨造	平屋建	60
さくぎ保育所	H9.3	26年	952.82	木造一部鉄骨造	平屋建	60
吉舎保育所	H11.2	24年	771.65	木造	平屋建	90
こうぬ保育所	H16.3	19年	1,229.84	鉄骨造	平屋建	100
酒屋保育所	H22.3	13年	1,671.83	鉄筋コンクリート造	平屋建	140
神杉保育所	H30.3	5年	1,112.34	鉄骨造	平屋建	84